

常陸大宮市教育委員会告示第 2 号

常陸大宮市文化財保護条例（昭和 5 1 年大宮町条例第 1 8 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の文化財を常陸大宮市指定有形文化財に指定する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

常陸大宮市教育委員会

記

1	区 分	有形文化財
2	文化財の種類	考古資料
3	名 称	宿尻遺跡出土品
4	員 数	土器 1 8 点、管玉 1 4 7 点、小玉 2 点、翡翠玉 1 点 サメ歯 1 点
5	所 有 者	住 所 常陸大宮市中富町 3 1 3 5 番地の 6 氏 名 常陸大宮市教育委員会 教育長 小野 司寿男